

議案第 9 号

関市子ども・子育て会議条例の一部改正について

関市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

関市子ども・子育て会議の所掌事務等を改めるため、この条例を定めようとする。

関市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

関市子ども・子育て会議条例（平成２５年関市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「「法」」を「「支援法」」に改め、「第７２条第１項」の次に「及びこども基本法（令和４年法律第７７号。以下「基本法」という。）第１３条第３項」を加える。

第２条第１号及び第２号を次のように改める。

- （１） 支援法第７２条第１項各号に掲げる事務を処理すること。
- （２） 基本法第１０条第２項に規定する市町村こども計画の策定及び変更並びに推進に関する事項を調査審議すること並びに基本法第２条第２項に規定するこども施策（以下「こども施策」という。）に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。

第３条第１号中「法」を「支援法」に改め、同条第４号中「法」を「支援法」に改め、「子ども・子育て支援」の次に「（以下「子ども・子育て支援」という。）」を加え、同条第５号中「前号の」を削り、「子ども・子育て支援」の次に「及びこども施策」を加える。

第７条を第８条とし、第６条の次に次の１条を加える。

（部会の設置）

第７条 会長は、市長と協議の上、会議に専門の事項を調査審議するため、必要に応じ部会を設置することができる。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行する。

（関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第２条 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４２年関市条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

公立保育所民営化等検討委員 会委員	日額	6, 5 0 0
----------------------	----	----------

を

」

削る。

（関市附属機関設置条例の一部改正）

第 3 条 関市附属機関設置条例（平成 2 5 年関市条例第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の附属機関の表関市公立保育所民営化等検討委員会の項を削る。